

農林業センサス
審査メモで示された論点に対する回答

農林水産省大臣官房統計部
センサス統計室

I 今回申請された変更

1 経営体調査

(1) 調査票レイアウトの変更等 (変更内容)

- 前回調査で取り入れた農業項目の読み替え方式（農業項目の一部を林業項目に読み替えて記入する方式）を取りやめ、農業項目・林業項目の記入箇所を、それぞれ明確化するほか、調査票全体を再構成

(論点)

- 調査票の変更案の作成するに当たり、デザイン・配置・色調・文字スタイルなどについて、省外の者の意見聴取も含め、どのような過程を経て、検討を行ったか。

(回答)

今回調査（2025年）の調査票の変更案の作成に当たっては、調査担当者だけでなく、調査票デザインを民間事業者に委託して色合いや文字スタイル、項目の配置等について検討するとともに、民間事業者においては、実際に農林業センサスの調査対象となり得る当該事業者の農業者モニターの意見を聞いて検討したものであり、ユニバーサルデザインの観点にも配慮し、多色になりすぎないように統一感のあるデザインとしたところ。

(2) 調査事項の変更

(変更内容)

- ① 労働力に関する調査事項の把握について、前回調査で拡充した個人ごとの把握範囲を縮小し、把握事項を整理・簡素化

(論点)

(a-1) 前回調査(2020年)において、個人ごとの把握を拡大した理由・必要性は何か。

(回答)

- 1 2015年調査まで、家族経営体のみ、15歳以上の全ての世帯員の就業状況等を把握する観点から、内部労働の把握を個人別に行っていた。しかしながら、農業経営の組織化・法人化が進展する中で、これまでの組織経営体の内部労働の年齢階級別の人数把握では、家族経営体における基幹的農業従事者^(注)と組織経営体の役員・構成員を同じ基準・指標で分類し、両者を合わせた農業経営体全体の労働力の確保状況が不明確であった。このため、2020年調査では、個人経営体及び団体経営体の内部労働を同じ日数区分で個人別に把握することで、これまでの課題に対応することとしたものである。
- 2 また、外部労働のうち、安定的な労働力とみなされる常雇いについても、個人経営体、団体経営体ともに、個人別に性別、出生年月を把握することで、内部労働と合わせた労働力の分析の可能性が高まることから、個人別の把握の充実を図るとともに、農業の経営改善を図るため、農林水産省では農業者が行う6次産業化への取組を支援している状況にあり、農業と農業生産関連事業に係る労働力の全体像を表すため、これらを一体で把握することとしたところ。

(注) 基幹的農業従事者とは、個人経営体における15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者をいう。

(論点)

(a-2) なぜ、2020年の1回だけで、今回大幅に簡素化をするのか。

(回答)

- 1 前述のとおり、内部労働力については、個人経営体と団体経営体を合わせた農業経営体全体の労働力について詳細な分析が可能となり、有用な結果が得られた。
しかしながら、外部労働の個人別の把握により内部労働と合わせた分析を期待したが、外部労働の把握内容が性別、出生年月のみであったため、従前の年齢階層別の人数を明らかにするにとどまり、内部労働と合わせた労働力の分析までには至らなかった。

- 2 一方で、外部労働を個人別に把握することとしたため、特に多くの常雇いを雇用している経営体において記入負担が大きく記入漏れが多くみられ、市区町村での確認にも長期間を要した。
- 3 このような状況を踏まえ、改めて外部労働力の個人別の把握を含めた労働力全体の把握に関して、外部労働力の個人別の把握内容や農業生産関連事業の労働力の充実と調査結果の正確性や報告者及び市町村の事務負担を比較衡量したうえで、詳細把握の必要性、ニーズを省内で協議した結果、外部労働の把握については、2015年調査以前の形に戻すとともに、農業生産関連事業については、男女別の合計人数のみを把握することとしたものである。

(論点)

(a-3) 今回把握する調査事項(経営内部、常雇い、臨時雇いに関する把握事項)の必要性は何か。把握しなくなる調査事項について、利活用上、支障はないのか。

(回答)

- 1 労働力の調査項目については、農作業及び農業生産関連事業に投下した総労働量を経営内部と経営外部から把握することで、農業経営の労働力面の安定性や継続可能性を測ることを目的としている。
- 2 今回把握する調査事項は、記入者の誤認や回答漏れ、同一人物の複数計上を防止する観点から、はじめに全体の労働力を俯瞰して属性ごとに合計人数を記入した後、属性ごとの詳細を記入していただくようにしたところ。
- 3 また、個人ごとに一体で把握していた農作業と農業生産関連事業を分離して簡素化したうえで、
 - ① 農業生産関連事業については、別途、従事した人数の総数を把握する
 - ② 農作業に従事した常雇いについては男女別年齢階層別の合計人数把握に変更するが、把握方法を変更しても前回調査(2020年)とも連続し、かつ、2015年以前と連続するデータは確保されることから、利活用上の特段の支障は生じないと考えている。
- 4 なお、労働力の把握について、前回調査(2020年)で大幅な見直しを行ったものの、改めて詳細把握の必要性、ニーズを省内で協議した結果、農作業の内部労働については、経営における基幹の労働力であり、これまで個人経営体では問題なく把握できていたことや、前回調査(2020年)ではじめて個人ごとに把握した団体経営体でも問題なく把握できたことから、今回調査(2025年)でも個人ごとの把握を継続することとした。

(論点)

(b) 個別経営体において把握している「世帯員の男女別人数」(作業従事の有無を問わない。)について、合計値から年齢階級別に詳細化する理由は何か。

※ 変更後の調査票では、この調査事項とは別に、農作業に従事した15歳以上の者について、「【3】農業の労働力」(調査票4頁)において、個人単位で出生年月を把握する予定

(回答)

- 1 前回調査(2020年)までは、15歳以上の全ての世帯員について、個人ごとに詳細を把握していたが、前回調査結果で約23%が農業に全く従事しない世帯員であり、年齢以外の個人ごとの詳細な情報は、農業経営体の構造分析上の利用が低いことから、記入者の負担を考慮し、今回調査(2025年)では自営農業に従事した世帯員に限定して個別の把握を行うこととしたところ。
- 2 一方で、少なくとも全世帯員を年齢構成別に明らかにすることは、経営体の維持、担い手確保の観点や将来的な労働力を見通す上で重要な指標となることから、既存項目である世帯員数の項目(世帯員合計及びうち14歳以下)を拡充し、合計人数から男女別年齢階級別に把握する方法に変更することとしたものである。

(論点)

(c) 「世帯主との続柄」については、前回調査(2020年)に係る統計委員会の審議において、「世帯構成や世代経営の実態等を把握・分析する上で重要な情報」との理由から、削除する計画を修正して、継続把握するよう求められた経緯がある。また、令和5年3月に承認された漁業センサスでは、同様の項目が削除されることなく、継続している。なぜ今回、農林業センサスだけ削るのか。

(回答)

- 1 前回(2020年)の統計委員会での審議において、パネルデータのマッチングキーが欠けてしまうことや年齢が近く性別の異なる世帯員がいた場合、兄妹(姉弟)なのか夫婦なのか見えなくなるといったご指摘に基づき、2020年でも二世帯や三世帯といった家族経営構成に関する集計を継続することとしたところであるが、政策への具体的な利活用がないこと。
- 2 さらに、前回までは、15歳以上の全ての世帯員について、続柄を含めて個人ごとに詳細を把握していたが、その利活用が低調なことから、今回調査(2025年)では、自営農業に従事した人に限定して個人ごとに詳細を把握することとし、記入者の負担軽減も考慮して削除することとしたものである。

- 3 また、漁業センサスでは続柄を把握しているが、農林業センサスでは農業経営の事業継承の実態を把握する観点から、後継者に係る項目を拡充することとしており、政策的な利活用状況に照らし、可能な限り報告者への負担を軽減するよう削除するもの。

(論点)

(d)「経営を開始又は継承してからの年数」(別添2の3頁を参照)が新設されている。これについて、基本的に「経営開始」は新規参入者、「経営継承」は新規自営農業就農者(農家子弟)が対象になると考えられる。

しかし、報告者において、新規自営農業就農者が経営にかかわり始めたことをもって「経営開始」と誤解して記入することが懸念される。そのようなにならないように「経営開始」又は「経営承継」についての説明を丁寧にすべきではないか。

(回答)

「経営開始」及び「経営継承」の説明については、調査対象者へ調査資料として別途配布する「調査票の記入の仕方」に記載し、補足する。

(論点)

(e)「農林業経営を引き継ぐ後継者の状況」(別添2の4頁を参照)の変更が予定され、後継者確保について「5年以内に」という文言が削除されている。

前回調査では、「後継者」について、「5年以内に農業(林業)経営を引き継ぐ後継者(予定者を含む。)をいう」と定義されていたが、今回の変更案であると、5年以上先に後継者となる人も「後継者」に含まれることとなる。

前回調査の際の定義と変わることになるのではないか。

(回答)

- 1 後継者について、農林業センサスが5年周期で実施されていること、5年以上先の経営継承について聞かれても回答が困難と考えられること、回答する上での主観的割合が高くなることなどを考慮して、前回調査(2020年)では回答の範囲を5年以内としたところ。
- 2 しかしながら、調査対象になり得る生産者から、5年以内に引き継ぐ意思はないものの既に後継者は決まっているが、そういった場合に回答に迷うといった意見があったことや、5年以上先の予定も捕捉できれば、経営継承の実態把握の充実が期待できることから、前回調査と回答の範囲が異なることとなるが、2015年以前と同様に今回調査(2025年)で「5年以内に」という文言を削除したところ。

- 3 なお、当該項目の選択肢として5年以内に後継者に引き継ぐ意思があるか否かを設けており、そうすることで前回調査（2020年）とも連続し、かつ、2015年以前の回答の範囲と連続するデータが確保され则认为している。

(変更内容)

- ② 労働力に関する調査事項のほか、利活用ニーズや制度改正等を踏まえ、調査事項を追加・削除等

(論点)

(a) 以下に示す調査事項の変更について、追加の背景事情や想定される利活用、削除の背景事情やこれまで想定されていた利活用は何か。

- ① 輸出に関する調査事項の追加 (別添3の1頁を参照)
- ② 有機農業に関する調査事項の充実 (別添3の13頁を参照)
- ③ 集落営農組織への参加の有無等の削除 (別添3の2頁を参照。(b)で回答)
- ④ 青色申告の継続年数の削除 (別添3の2頁を参照)

(回答)

1 過去1年間の農産物の販売金額に占める輸出金額の割合及び過去1年間の農業生産関連事業の売上金額に占める輸出金額の割合

(1) 我が国の農林水産物・食品の輸出額目標(2025年に2兆円、2030年に5兆円)を達成するために定められた「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略(令和4年12月改訂)」において、輸出に関係する農林漁業者等を始めとする地域の事業者の実態を正確に把握するための統計的手法を検討することが求められている。

(2) また、国会においても、「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(令和4年4月7日参議院農林水産委員会)」において、「農林漁業者を始めとする関係事業者及び農村地域関連の所得向上が図られることが重要であり、これまでの輸出促進に係る諸施策の効果を検証し、効果的かつ効率的な施策を講ずること。その際、効果を正確に把握するための手法を速やかに検討すること。」とされている。

(3) このことを踏まえ、先行する漁業センサスにおいても追加し、農林業センサスにおいても同じ項目を追加する。

(4) なお、農林水産省のセンサス研究会においても輸出について、さらに詳細な把握も必要という意見も出されたが、両センサスで今回の項目で実施し、その結果を踏まえ、今後の調査項目の充実等を検討したい。

2 有機農業に取り組んでいる耕地の実面積及びうち、牧草地の面積並びに茶の栽培面積

(1) 「みどりの食料システム戦略」KPI2030目標(令和4年6月21日みどりの食料システム戦略本部決定)に「2050年までに、オーガニック市場を拡大しつつ、耕地面積に占め

る有機農業の取組面積の割合を 25%（100 万 ha）に拡大することを目指す。」ことが目標として定められている。

(2) また、有機栽培の茶は海外での消費ニーズが高く、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略（令和 4 年 12 月改定）」において輸出重点品目に選定されている。

(3) このことを踏まえ、農林業センサスにおいて有機農業に取り組んでいる耕地の実面積及びその内数として牧草地の面積並びに茶の栽培面積を把握し、両戦略の進捗・評価等の指標として利用するとともに、今後の施策検討に活用するため本項目を追加する。

3 青色申告の継続年数

(1) 青色申告については、収入保険制度^(注)の加入条件が、基準収入との関係で、平均的な収入を適切に把握するため 5 年間の青色申告実績を基本としており、制度全体の検討を行うにあたり、実施状況と継続年数の 2 項目を、把握していたところ。

(2) 継続年数を把握していたのは、収入保険制度の加入条件から、将来的に想定される加入規模を見るためであったが、就農して間もない者や、白色申告から青色申告へ切り替える者へ配慮し、加入申請時に 1 年分の実績があれば、加入できるようにしていることや、令和 6 年からは、加入に必要な青色申告実績の年数を短縮し、加入申請年 1 年分（令和 5 年分）のみの青色申告実績で加入できるよう検討している状況を踏まえ、継続年数を継続して把握する必要がなくなったため削除する。

なお、青色申告の実施状況は継続して把握する。

(注) 収入保険制度とは、全ての農産物を対象に、自然災害による収量減少や価格低下をはじめ、農業者の経営努力では避けられない様々なリスクによる収入減少を補填する制度である。

(論点)

(b) 「集落営農組織への参加の有無等」(別添 3 の 2 頁)は、前回調査で新規追加されたものであるが、追加の際の必要性、想定された利活用は何だったのか。1 回だけで削除することとした理由は何か。

(回答)

1 集落営農組織に関する調査として、別途、農林水産省で実施している集落営農実態調査において、集落営農組織の組織形態や営農状況、構成農家数等について把握しているが、農林業センサスでは、個人経営体が独力で経営しているのか、集落営農組織に参加しつつ農業経営を展開しているのかといった構造を明らかにするために前回調査（2020 年）で設定したところ。

2 その結果、個人経営体のうち集落営農組織に参加している経営体が約 18 万経営体（全体の約 17%）にとどまり、集落営農組織への参加の有無別に販売金額規模別経営体数や経営耕地面積規模別経営体数をみても、それぞれの構成に大きな違いはみられないこと、また、令和 2 年の集落営農実態調査結果では集落営農組織の構成農家が約 49 万戸あり、集落営農組織の構成員の大半は経営体以外の世帯で構成されていることが分かり、一応の目的は達成したことから、報告者の負担軽減も考慮し削除することとした。

農産物販売金額規模別経営体数（2020年）

単位：経営体、%

	計	販売なし	50万円未満	50～100	100～300	300～500	500～1,000	1,000～3,000	3,000～5,000	5,000万～1億	1～2	2～3	3～5	5億円以上
計	1,037,342 100.0	91,995 8.9	285,645 27.5	174,578 16.8	210,299 20.3	81,557 7.9	88,315 8.5	78,455 7.6	15,842 1.5	8,509 0.8	1,729 0.2	273 0.0	98 0.0	47 0.0
参加している 構成割合	176,591 100.0	11,254 6.4	44,310 25.1	28,765 16.3	36,011 20.4	15,025 8.5	17,563 9.9	16,947 9.6	3,971 2.2	2,191 1.2	464 0.3	61 0.0	23 0.0	6 0.0
参加していない 構成割合	860,751 100.0	80,741 9.4	241,335 28.0	145,813 16.9	174,288 20.2	66,532 7.7	70,752 8.2	61,508 7.1	11,871 1.4	6,318 0.7	1,265 0.1	212 0.0	75 0.0	41 0.0

経営耕地面積規模別経営体数（2020年）

単位：経営体、%

	計	経営耕地なし	0.3 ha未満	0.3～0.5	0.5～1.0	1.0～1.5	1.5～2.0	2.0～3.0	3.0～5.0	5.0～10.0	10.0～20.0	20.0～30.0	30.0～50.0	50.0～100.0	100.0～150.0	150.0ha以上
計	1,037,342 100.0	8,665 0.8	35,183 3.4	192,325 18.5	316,949 30.6	156,455 15.1	87,178 8.4	89,536 8.6	66,112 6.4	44,717 4.3	21,199 2.0	7,721 0.7	6,614 0.6	4,013 0.4	525 0.1	150 0.0
参加している 構成割合	176,591 100.0	1,493 0.8	5,993 3.4	27,014 15.3	50,439 28.6	27,142 15.4	15,839 9.0	16,527 9.4	12,513 7.1	8,788 5.0	4,759 2.7	2,214 1.3	2,343 1.3	1,321 0.7	150 0.1	56 0.0
参加していない 構成割合	860,751 100.0	7,172 0.8	29,190 3.4	165,311 19.2	266,510 31.0	129,313 15.0	71,339 8.3	73,009 8.5	53,599 6.2	35,929 4.2	16,440 1.9	5,507 0.6	4,271 0.5	2,692 0.3	375 0.0	94 0.0

（論点）

（c）「農業経営に当たってのデータ活用状況」（別添 3 の 6 頁）の変更（内容を具体化）が予定されているが、具体化された選択肢は、専ら生産活動自体に限られているように見受けられる。労務管理等のデータ活用が選択肢に入っていない理由は何か。

（回答）

- 1 労務管理等のデータ活用についても活用している対象となり、例えば、労務管理等のデータをパソコン等で記録している場合は、選択肢の「農作業履歴等のデータパソコン等で記録している」に該当する。
- 2 なお、調査票の注書きは農業生産に係るものを例示する構成としており、その他の事例については、調査対象者へ別途配布する「調査票の記入の仕方」に記載し、補足する。

(3) 調査方法の変更

(変更内容)

① 調査票の収集(回収)方法に郵送を追加

(論点)

(a) 家畜伝染病の発生・まん延等の場合に限定せず、郵送を提出方法の一つとした背景・理由

(回答)

- 1 調査員調査を基本としているが、新型コロナウイルス感染症蔓延の経験を踏まえ、今後の感染症蔓延時等の不測の事態に迅速に対処することを想定し、調査員と調査対象者の接触機会をなるべく減らせるよう、郵送提出を可能とした。
- 2 なお、前回調査(2020年)における調査手法別の回収状況は、調査員による回収が93.7%、オンラインによる回答が6.2%、郵送による回収が0.1%であった。

(論点)

(b) 郵送の増加に伴い想定される調査票提出後の負担増についての対応方針

(回答)

郵送回収の場合、調査員及び指導員を介さず市区町村へ提出されるため、市区町村における審査事務の負担が増加することが想定されるが、その対応方針としては、

- ① 調査対象者による誤記入がないよう、記入しやすい調査票や調査票の記入の仕方を作成するとともに、審査集計システムの審査機能を用いて効率的に審査できるようにする
- ② 感染症等の不測の事態が生じた場合、必要に応じて調査計画の変更を申請するなどして可能な範囲で調査期間を延長することを考えている。

(変更内容)

② オンライン回答の方法を、e-survey から eMAFF に変更

(論点)

(a) e-survey から eMAFF に変更する理由・メリットは何か。

(回答)

- 1 農林水産省所管法令に基づく手続や補助金・交付金の申請について eMAFF によるオンライン化を進めており、手続を行う利用者が今後拡大していく中で、現在 eMAFF を利用している報告者はオンライン回答のために新たに ID を取得することなくアクセスが可能となる。
- 2 また、従来どおり e-survey を利用する場合は、配布された ID・パスワードの入力、パスワードの変更等の必要があるが、eMAFF を利用できる報告者は、セキュリティを確保するとともに、農林業センサスの基本指標と紐づけた報告者ごとの識別コードの入力は必要となるが、ID・パスワードの入力等は必要ない。
- 3 以上のように、報告者にとって利点があるほか、オンライン回答率の向上が期待できることから、農林業センサスにおけるオンライン回答の手段として eMAFF を用いる計画としている。

(論点)

(b) eMAFF で回答する場合の流れは、どのようなものか。また、サポート体制はどのようにする予定か。

(回答)

- 1 eMAFF で回答する場合の流れは、以下のとおり。
 - ①行政サービスを利用することのできる法人共通認証基盤（通称「gBizID」）のアカウント取得を行う（eMAFF に未登録の場合のみ）。
 - ②eMAFF にログインする。
 - ③申請する手続（調査名）を選び、セキュリティを確保するとともに、農林業センサスの基本指標と紐づけた報告者ごとの識別コードを入力する。
 - ④画面上に表示される調査事項への回答を入力し、回答が必要な全ての調査事項への回答が終了次第、回答を送信する。
なお、eMAFF には一時保存機能があるため、報告者は、途中まで入力した回答を一時保存し、一時保存したところから入力を再開することが可能である。

また、eMAFF 全体におけるサポート体制としては、メールや電話での問い合わせ窓口が設けられている。さらに、農林業センサスの実施時には、本調査のためのコールセンターを設置し、調査項目への回答方法やオンライン回答の操作に関して対応できるようにし、eMAFF の利用に関して報告者へのサポートを行う予定である。

- 2 なお、報告者が eMAFF で一度回答した内容を修正し再提出したい場合は、報告者は、提出した調査票の取り下げ処理を行うことで、取り下げた調査票を修正し、再度提出することが可能で、提出期限までは何度でも修正することができる。
- 3 加えて、調査実施者が eMAFF から報告された回答に疑義を確認した場合は、eMAFF 上で疑義照会を行うと、当該報告者の電子メール及び eMAFF アカウント宛てに照会が通知され、当該報告者から修正の可否についての返答を eMAFF 上で受け付けることができるため、eMAFF 内で照会作業が完結する。

(論点)

(c) e-survey と eMAFF を併用しない理由は何か。

(回答)

- 1 e-survey と eMAFF を併用することにより、報告者としては選択肢が増えるメリットはあるものの、いずれを選択して回答すればよいかという混乱が生じる可能性があるとともに、両方から重複して回答が行われないよう e-survey と eMAFF を連携させるシステムを別途構築し、排他制御をかける必要が生じる。
- 2 また、調査を実施する地方公共団体においては、併用することにより調査資材の準備や回答状況等の確認に二重の手間を要することとなるため、事務負担が増加する。
- 3 以上を踏まえるとともに、農林業センサスの報告者である農林業経営体にとっても、行政手続の利便性向上というメリットがあることに鑑み、eMAFF のみの利用とすることを考えている。

(4) 集計事項の変更

(変更内容)

① 調査事項の変更や、利活用ニーズを踏まえた見直し等

(論点)

特になし

(変更内容)

② 主副業別の統計区分の見直し

(論点)

○ 上記変更案は、農業所得に比率に特化したものであり、例えば、日々の活動としては専ら農業をしている一方で、不動産経営による収入の方が大きい経営体については、「農外所得主経営体」と区分されるが、本センサスの集計においては、従事日数などの従事状況を加味した区分は設けられているのか。

(回答)

統計の連続性を確保するため、農業所得比率により農業所得主経営体と農外所得主経営体に区分し、それぞれを「自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員」がいるかにより2つに分けることとしており、自営農業への従事状況も加味した区分を設け、表章することを考えている。

現行(2020年農林業センサス)

類型	定義
農業経営体	農産物の生産を行うか又は委託を受けて農作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭羽数が次のいずれかに該当する事業を行う者 ①経営耕地面積が30a以上の農業、②農産物販売金額が50万円以上に相当する規模の事業、③農作業の受託の事業
個人経営体	個人で事業を行う経営体(法人化して事業を行う者経営体は含まない)
主業経営体	農業所得が主(世帯所得の50%以上が農業所得)で、自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体
65歳未満の農業専従者がいる	65歳未満の農業専従者(150日以上)がいる
準主業経営体	農外所得が主(世帯所得の50%未満が農業所得)で、自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体
65歳未満の農業専従者がいる	65歳未満の農業専従者(150日以上)がいる
副業的経営体	自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない個人経営体



変更(案)

類型	定義
農業経営体	現行どおり
個人経営体	現行どおり
計	農業所得が主(世帯所得の50%以上が農業所得)
主業経営体 自営農業に60日以上従事している 65歳未満の世帯員がいる	
65歳未満の農業専従者がいる	
主業経営体以外 自営農業に60日以上従事している 65歳未満の世帯員がいない	農外所得が主(世帯所得の50%未満が農業所得)
計	
準主業経営体 自営農業に60日以上従事している 65歳未満の世帯員がいる	
65歳未満の農業専従者がいる	農外所得が主(世帯所得の50%未満が農業所得)
準主業経営体以外 自営農業に60日以上従事している 65歳未満の世帯員がいない	

2 農業集落調査

(1) 母集団名簿の作成方法の変更、報告者の選定方法の変更

(変更内容)

- ① 農業集落精通者の母集団名簿について、市区町村から情報提供を受けて作成する方式から、農林業経営体調査の客体候補一覧を令和7年調査の実績により更新・整備して作成する方式に変更
- ② その上で、報告者を選定に当たっての属性の優先順位を明確化

(論点)

(a-1) 農業集落調査の母集団名簿の整備手順について、改めて説明されたい。

(回答)

- 1 農業集落調査では、2025年農林業センサス農林業経営体調査の実査後に市区町村が整備し、令和7年6月までに農林水産省へ報告された「2025年農林業センサス 農林業経営体調査客体候補一覧表」を用いて、農林水産省が令和7年8月までに母集団名簿（農林業センサス農業集落名簿）を整備する。
- 2 当該名簿整備においては、市区町村が予め客体候補一覧表に印を付けた自治会長・行政区長等の情報を使って農業集落ごとに以下の手順に従って単一の報告者を選定する。

選定の手順

- (7) 自治会長・行政区長等を兼ねている者
- (イ) 自治会長・行政区長等を兼ねている者がいない場合
個人経営体及び世帯で事業を営む法人経営体のうち次のいずれかに該当する者
 - a 地域計画における地域内の「農業を担う者」^(注)のうち、経営耕地面積が大きい経営体
 - b aに該当する経営体がない場合は、農業集落内の認定農業者又は認定新規就農者のうち、経営耕地面積が大きい経営体
 - c a及びbに該当する経営体がない場合は、農業集落内の経営体のうち、経営耕地面積が大きい経営体
- (ウ) (7)及び(イ)に該当する者がいない場合は、農業集落内の経営体に該当しない農家等（自給的農家、土地持ち非農家、その他の世帯）のうち、経営耕地面積が大きい世帯

(注) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条に基づき策定・公表される地域計画（いわゆる「人・農地プラン」）において、地域内の農業を担う者とされる者

表1 農林業経営体調査 客体候補一覧表（案）

様式第8号		2025年農林業センサス 農林業経営体調査 客体候補一覧表(案)																													
秘																															
農林水産省		都道府県					市区町村					旧市区町村					農業集落					調査区					備考				
指標																															
名称																															
通し番号	客体番号	経営体の名称	経営主の氏名 (代表者)	郵便番号	住所又は所在地	電話番号	前回結果					調査員記入欄					調査客体ID	オンライン回答日	市区町村記入欄												
							農林業 に該当 する	訪問 日	農林業 と判 定	回収 予定 日	回収 日	備考	送し 番号	認定 農業 者	認定 新規 就農 者	農地 所有 適格 法人			当該 地域 計画 にお ける 農業 を担 う者	自治 会長 ・行 政区 長											
							7	8	9	10	11	12	13	14	15	16			17	18											
							1	2	3																						

表2 農業集落名簿(案)

秘
農林水産省

2025年農林業センサス
農業集落名簿(案)

番号		名称		氏名	郵便番号	住所	電話番号	経営耕地面積	選定情報(該当する項目に○)			
都道府県	市区町村	旧市区町村	農業集落						自治会長・行政 区長等	地域計画の 農業を担う者	地域計画の農 業を担う者以 外の経営体	経営体に該 当しない農家等
番号	名称	番号	名称	氏名	郵便番号	住所	電話番号	経営耕地面積	自治会長・行政 区長等	地域計画の 農業を担う者	地域計画の農 業を担う者以 外の経営体	経営体に該 当しない農家等
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧					

(論点)

(a-2) 母集団名簿の整備途上で、市区町村から自治会長等の情報提供を受けることは前回と同様と考えられるが、今回は、当該情報が、円滑に得られることは確認済みか。

(回答)

- 2020年農林業センサスでは、農林業経営体調査客体候補一覧表に市区町村が認定農業者、認定新規就農者、農地所有適格法人に該当する者に丸印を記入して報告を頂いたところ。
- 2025年農林業センサスでは、これに加えて自治会長・行政区長等及び地域計画における地域内の「農業を担う者」についての情報も記入いただくこととしているが、調査客体候補一覧表にある氏名、住所、電話番号等の個人情報農林水産省が所有しているものであり、また、これまでも市区町村からは認定農業者等の情報は得られていること、市町村広報などに自治会長名を公開しているところもあることから、自治会長等の情報についても認定農業者等と同様に問題なく入手できると考えている。
- なお、前回調査で個人情報保護の関係から自治会長等の情報が得られなかった複数の市町村へ確認したところ、「氏名、住所、電話番号の情報自体を市町村から提供するものでは

なく、自治会長等の該当者へ丸印を付けるだけであれば対応可能」との回答を得ているところであるが、個人情報保護委員会への相談と、これまで同様、市町村への協力依頼を丁寧に行ってまいりたい。

(論点)

(b) 報告者を選定する際の優先順位の設定理由。報告者の候補に、農業委員や農地利用最適化推進委員等の農業関係者が含まれていない理由

(回答)

- 1 報告者の選定に当たっては、農林業経営体調査客体候補一覧表に記載された者から、最初に自治会長・行政区長等を兼ねている者、該当者がいない場合は、地域計画における地域内の「農業を担う者」のうち、経営耕地面積が大きい経営体としている。
- 2 センサス研究会での議論を踏まえ報告者の選定方法を変更することとしたが、前回2020年農林業センサスで選定できた自治会長・行政区長等から一定の回答が得られたこと、自治会長、行政区長等は当該地区の代表者であり、他地区との交流や地域のことを決定する寄り合いに優先して参加する者であるという理由から、本調査の回答者として最もふさわしいと考えられることから、まずは自治会長・行政区長を第一順位としている。
- 3 次の優先順位としている地域計画の地域内の「農業を担う者」は、認定農業者等でもあるが、地域計画の策定に当たって、地域での話し合いにより、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化していく際の中心的メンバーに位置づけられている者であり、農業集落内の地域住民との関係性も濃密で地域内についてより精通していると考えられる。このことから認定農業者等よりも優先した順位に設定している。
- 4 また、農業委員等も将来的な候補としては有り得るが、今回は、実際に農業に従事する立場の人から統一的に選定するという考え方から対象に含めていない。

農業委員とは…農業に関する識見を有し、農業委員会の所掌事項に関し職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が議会の同意を得て任命される者

農地利用適格化推進委員とは…農業委員会で農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農業委員会が委嘱する者

(論点)

(c) 農業集落ごとに報告者を一人選定することだが、農業集落の中に、複数の自治会等が存在する場合は、どのように選定するのか。

(回答)

- 1 農業集落の中には複数の自治会等が存在するケースがあるが、前回センサスでは、市町村からの情報収集等により自治会等の区域内における農家数の最も多い自治会等から調査対象を選定していた。
- 2 しかし、今回利用する農林業経営体調査客体候補一覧表の情報からは、上記の方法による選定ができないことから、複数の自治会長等が存在する場合は、農業を担う者や認定農業者の場合の選定と同様に、自治会長・行政区長等のうち経営耕地面積が大きい者を選定することとしている。

(論点)

(d) 選定された報告者が回答できない場合の対応手順を説明されたい。

(注) 調査票案では「全体を通して、ご自身では十分な回答ができない項目がございましたら、農業集落内の事情にお詳しい別の方から何うなどしてご回答いただきますよう、よろしく願いいたします。」とされており、報告者を、あたかも調査系統の一部として使うようにも見える。

(回答)

- 1 選定された報告者が報告事項全てについて回答不可の場合には、予め農林水産省において農林業経営体調査客体候補一覧表から選定した農業集落ごとの次候補者の名簿を用いて民間事業者がその調査対象者へ調査票を再発送することとしている。
- 2 今回の農業集落調査では、報告者の選定は、別途お示ししている優先順位に従い、調査事項に回答できる者を選定することとしているため、基本的に調査事項に回答できないということは想定していない。
- 3 しかしながら、報告者が回答に自信がないなどの疑念があった場合、自発的に近隣の方から情報収集して報告者が調査票に記入することを妨げるものではないことを示すために、注釈で指摘の内容を調査票に記載しているものである。
- 4 なお、農業集落調査票は、農林業に関する地域の取組や地域に存在する資源に関する調査事項の設定としており、当該農業集落の農林業に関わっている住民であれば周知のこと（個人の取組など、秘密に関する事項ではないこと）から、報告者が集落内で不特定の者に情報収集することは支障ないと考えている。

(2) 母集団名簿の作成方法の変更に伴う見直し等

(変更内容)

【対象地域】

- ① 母集団名簿に登載された者がいない農業集落（事実上、農業が行われていない集落）を対象から除外

(注) 集落全域が、都市計画法上の「市街化区域」である場合は、従前から調査対象外

(論点)

(a) 今回の変更により、どの程度の数の農業集落が、調査対象から除外されるのか。

(回答)

前回、2020年農林業センサス農林業経営体調査では約2,900集落で全体の約2%となっており、2025年でも同程度と考えられる。

(論点)

(b) 今回除外される集落について、前回まで調査対象に含めていた理由（利活用ニーズ）は何か。今後、当該集落のデータは必要ないのか。

(回答)

- 1 これまでは、農業者がいない集落についても地域資源があり、政策の対象になる可能性があることから、農業者がいる、いないに区別することなく調査し、政策部門においては日本型直接支払制度^(注)の政策評価に利用されていた。
- 2 しかし、今回調査においては農業者がいない農業集落が調査対象外となることについて政策部局に確認したところ、特段の支障がない旨の回答を得ていることから、影響はないと判断している。

(注) 日本型直接支払制度とは、農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るための支援をする施策で、多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払の3つで構成されている。

(論点)

(c) 今回除外される集落は、事実上、農業が行われていない集落であると考えられるが、農業に関連する地域資源（農地、水路等）の保全活動などの調査事項について、前回まで、有意な回答は得られていたのか。

(回答)

- 1 今回、調査対象から除外される農業者が居ない農業集落においても、一部集落内には農業用排水路、森林やため池・湖沼などの地域資源は存在している。

- 2 これら地域資源について、周辺の農業者や地域住民等が連携して保全活動に取り組んでいる場合は、農業集落の取組状況として、活動実態があるという回答を得ているところ。

(変更内容)

【調査系統・調査方法】

- ② 民間委託・地方農政局等経由の併用から、全面的に民間委託化に変更
(原則的に郵送・オンライン調査。必要に応じて、民間事業者の調査員が対応)

(論点)

(a) 委託する民間事業者は、どのような事業者を想定しているか。

(回答)

調査票の発送、督促、回収等業務について民間事業者へ委託することを想定しているが、選定に当たっては、総合評価落札方式によって、技術力等を考慮して選定することを想定している。

(論点)

(b) 調査員でフォローしなければならない作業量は想定できているか。

(回答)

- 1 前回においては 85%以上の集落について郵送・オンラインで回答が得られている上に、2025 年農林業センサスでは、農林業経営体調査の実施過程で調査員が訪問している者から報告者が選定されること、その報告者は非農家ではなく農林業に何らかの関わりを持っている者であることから、前回以上に郵送・オンラインの回答が期待できる。
- 2 そのため、調査員が現場に出向いて直接対応するケースは、前回以上に限られると考えられる。

(変更内容)

【調査時期・公表区分】

③ 調査実施時期を半年程度繰下げ。また、概要・詳細の二段階公表を一本化

(論点)

(a) 経営体調査の終了から農業集落調査実施に至るまで、どのような事務が、どのようなスケジュールで行われるのか。

(回答)

- 1 農林業経営体調査の実施（令和6年12月から令和7年2月）後、市区町村が補正し整備した農林業経営体調査客体候補一覧表が、市区町村から農林水産省へ報告された令和7年6月以降、丸印で示された自治会長・行政区長等の情報を利用し、農林水産省において農業集落調査の調査対象者の選定及び農業集落名簿の整備を令和7年8月までに行う。
- 2 当該名簿について調査を委託する民間事業者へ提供し、民間事業者から調査対象者に対して令和7年10月に郵送により調査票を配布し、郵送またはオンラインにより回収する。
- 3 ただし、郵送又はオンラインにより回収できない調査票は、調査票の提出期限を待たず民間事業者による督促を行い、その督促の中で報告者の希望があった場合、電話による聞き取りを行う。それでも回収できないことが明らかになった時点で、随時民間事業者の調査員が回収する方法により行うことを想定している。
- 4 本調査は令和7年10月1日から12月31日までの期間に実施予定としている。

(論点)

(b-1) 農業集落調査結果の利活用の概要について説明されたい。

(回答)

農業集落調査結果については、日本型直接支払制度といった政策の推進や効果等の検証のデータとして利用されているほか、食料・農業・農村の動向（白書）作成において基礎資料として利用されている。

(論点)

(b-2) 前回実績との比較で、公表は、どの程度繰下げになることが見込まれるか。また、概要を公表しないことにより、利活用上の支障は生じないか。

(回答)

- 1 2020年農林業センサスにおいては、概要を令和2年11月、詳細は令和3年6月末に公表したが、2025年農林業センサスの農業集落調査の公表においては、前回よりも調査の実施期間が6か月程度後ろ倒しとなることから、詳細なデータを少しでも早く公表するため、概要の公表を取りやめ、詳細公表のみに変更したところ。
- 2 概要公表は行わないものの、詳細公表は前回農林業センサスと同じタイミング（令和8年6月見込み）に行うことを計画していることから、利活用に支障はないと考えている。

3 その他の変更

(1) 市町村調査

(変更内容)

- 地方農政局等経由を本省直轄に変更（郵送・オンライン調査は変更なし）

(論点)

特になし

(2) 各調査票共通

(変更内容)

- 公表に当たり、印刷物の作成を廃止

(論点)

特になし

Ⅱ 前回答申で示された「今後の課題」への対応状況

(論点)

特になし

Ⅲ 今後の手続についての整理（経営体調査）

全国共通の調査事項のほかに、都道府県の要望に応じて設定されている都道府県別の調査事項（以下「県別項目」という）について、調査計画上の明確化を図るため、今回の一連の諮問・申請手続の後、それらの内容が確定した時点で、追加で申請を求める。

(論点)

- 都道府県に対して県別項目の詳細をする際、報告者負担の観点を含め、どのような指示をしているか。

(回答)

- 1 農林業センサス農林業経営体調査では、農林業の地域性を踏まえ、各地域の小地域統計の充実を図るため、都道府県が独自に調査項目を設定できる項目欄を設けており、調査実施前に都道府県及び政令市を招集して開催する「調査準備中央会議」において、報告者の負担が著しく大きくならないよう、留意点を示して設定項目の提出を依頼している。
- 2 具体的には、
 - (1) 項目数は最大5項目まで
 - (2) 単純積み上げによる集計が可能な設問又は選択させる設問とし、選択肢の場合は最大で3つまで、数字の場合は7桁まで
 - (3) 報告者等の負担増とならないよう、十分配慮すること
 - (4) 設問はできるだけ簡素で分かりやすくすること
 - (5) 項目名は質問事項が一目でわかるフレーズで記入すること 等